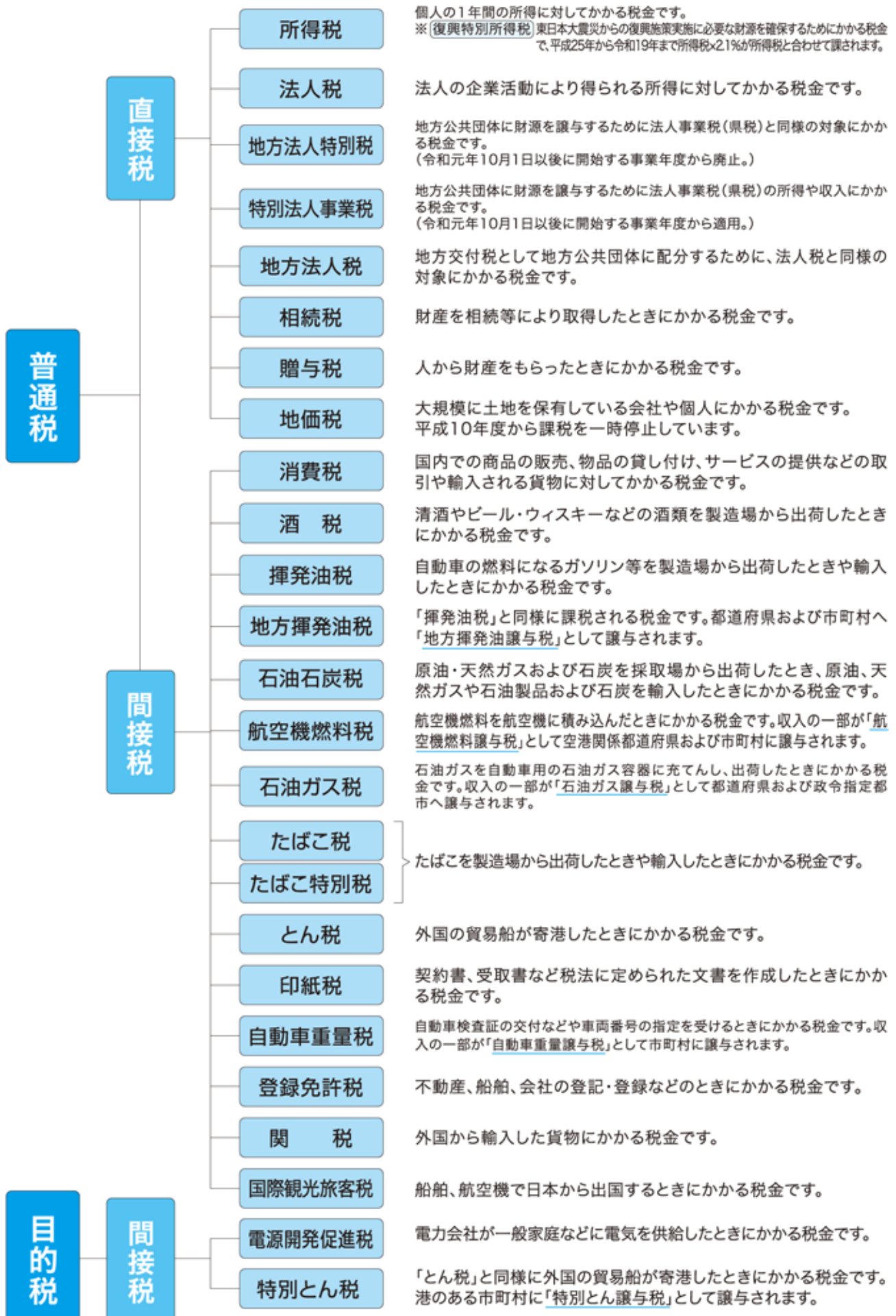


国税の種類とあらまし

※国税について詳しくは税務署(P92をご覧ください。)にお尋ねください。



個人の1年間の所得に対してかかる税金です。
 ※(復興特別所得税)東日本大震災からの復興施策実施に必要な財源を確保するためにかかる税金で、平成25年から令和19年まで所得税×21%が所得税と合わせて課されます。

法人の企業活動により得られる所得に対してかかる税金です。

地方公共団体に財源を譲与するために法人事業税(県税)と同様の対象にかかる税金です。
 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止。)

地方公共団体に財源を譲与するために法人事業税(県税)の所得や収入にかかる税金です。
 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。)

地方交付税として地方公共団体に配分するために、法人税と同様の対象にかかる税金です。

財産を相続等により取得したときにかかる税金です。

人から財産をもらったときにかかる税金です。

大規模に土地を保有している会社や個人にかかる税金です。
 平成10年度から課税を一時停止しています。

国内での商品の販売、物品の貸し付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかる税金です。

清酒やビール・ウィスキーなどの酒類を製造場から出荷したときにかかる税金です。

自動車の燃料になるガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。

「揮発油税」と同様に課税される税金です。都道府県および市町村へ「地方揮発油譲与税」として譲与されます。

原油・天然ガスおよび石炭を採取場から出荷したとき、原油、天然ガスや石油製品および石炭を輸入したときにかかる税金です。

航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかる税金です。収入の一部が「航空機燃料譲与税」として空港関係都道府県および市町村に譲与されます。

石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんし、出荷したときにかかる税金です。収入の一部が「石油ガス譲与税」として都道府県および政令指定都市へ譲与されます。

たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。

たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。

外国の貿易船が寄港したときにかかる税金です。

契約書、受取書など税法に定められた文書を作成したときにかかる税金です。

自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかる税金です。収入の一部が「自動車重量譲与税」として市町村に譲与されます。

不動産、船舶、会社の登記・登録などのときにかかる税金です。

外国から輸入した貨物にかかる税金です。

船舶、航空機で日本から出国するときにかかる税金です。

電力会社が一般家庭などに電気を供給したときにかかる税金です。

「とん税」と同様に外国の貿易船が寄港したときにかかる税金です。港のある市町村に「特別とん譲与税」として譲与されます。

国税・県税